

中町三丁目中央集会所管理規程

第1条 目的

この規定は中町むつみ会及び中町三丁目町内会（以下「各町内会」という）にて集会施設（町田市中町三丁目 21 番地所在）の適正な維持管理及び円滑な運営を図るため設けるものである。

第2条 集会施設の呼称

本集会施設は中町三丁目中央集会所（以下「集会所」という）と称する。

第3条 集会施設の定義

集会施設は、会員相互の利益と福祉の増進を図ると共に、会員の親睦を高める場として、会議、会合、サークル活動等の利用に供するため、会員の合意に基づく出資と東京都の助成により設置した建物及びその他の付帯設備をいう。

第4条 管理運営

集会所の管理運営の一切は、各町内会から選出された委員によって組織する運営委員会（以下「委員会」という）が責任をもっておこなう。

第5条 委員会の事務所

委員会の事務所は、集会所内に置く。

第6条 委員会の業務

委員会は、集会所の管理運営に関することについて協議し、次の業務を行う。業務の実施に際しては、各町内会との協議及び連携に留意しなければならない。

- ① 集会所の使用規程を制定し、もしくは改廃し、適正かつ円滑な運営を図ること。
- ② 集会所の維持管理、修繕及び備品等に関すること。
- ③ 集会所の使用料に関すること。
- ④ 集会所及び委員会の予算、決算に関すること。
- ⑤ 集会所の利用促進に向けた計画立案、及び利用状況の把握、調整に関すること。
- ⑥ その他、管理運営上必要と認める事項。

第7条 委員会の組織

- 1、委員会は、各町内会から選出された委員8名（各町内会4名）をもって組織する。
- 2、委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3、委員は、任期満了の後においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。
- 4、委員会の年次は、その年度の4月1日より翌年の3月31日とする。

第8条 委員会の役員

- 1、委員会に次の役員を置く。
 - ① 委員長 1名
 - ② 会計担当1名
 - ③ 管理（鍵保管）担当1名
 - ④ 監査担当1名
 - ⑤ その他委員4名
- 2、役員は、委員の互選によって選任することとする。役員の担当は兼務することが出来る。
- 3、第1項のほか、業務の必要に応じ、その他の役員を置くことができる。

第9条 委員会の職務

- 1、委員長は委員会を代表し、集会所の運営管理を統括する。
- 2、管理（鍵保管）担当は別途定める〈中町三丁目中央集会所利用の案内〉に基づき鍵の保管管理、集会所の貸し出し、料金の収集等を担当する。
- 3、会計担当は集会所及び委員会に係る会計業務を担当する。
- 4、監査は会計及び集会所運営の監査を担当する。
- 5、その他の委員は会長の指示により、その都度その任務を担当する。

第10条 委員会の運営

- 1、委員会は、必要に応じ委員長が招集し、開催する。
- 2、委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3、委員会の議事は、原則として出席者の4分の3の決議をもって決定する。
- 4、委員会の議事録は、その都度作成し、各町内会に報告するものとする。

第11条 維持管理運営費

集会所の維持管理及び委員会の運営に要する費用は、集会所使用料、各町内会からの負担金及びその他雑収入をもって充てる。

第12条 簿冊等の備え

- 1、委員会には、収支等を明確にしておくため、次の簿冊等を備え付けることとする。
 - ① 議事録
 - ② 出納簿
 - ③ 領収書綴り
 - ④ 集会所使用申し込み綴り
 - ⑤ その他必要とされる帳簿類
- 2、前項に規定する簿冊等の備えは、5年間とする。

第13条 会計年度

会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第14条 予算、決算

- 1、委員長は、会計年度の予算書を作成し、委員会に提出するものとする。
- 2、会計担当は、会計年度の決算書を作成し、監査を受けた後委員会に提出するものとする。
- 3、予算書及び決算書は、各町内会に報告するものとする。

第15条 本規定の改廃

本規定の改廃は、委員会で決議の上、各町内会に報告するものとする。

第16条 その他

この規定に定められていない事項は、委員会で協議決定することとする。

附則

・平成23年12月1日 制定